

DPC 対象病院の合併等の今後の取扱いについて（案）

1. 背景

- DPC 対象病院の合併・退出等については、DPC 合併・退出等審査会において審査を行っているが、平成 28 年以降、DPC 対象病院と出来高病院の合併において、医療機関からの申請手続きに遺漏が続いたことから、DPC 合併・退出等審査会におけるご指摘を踏まえ、平成 29 年 5 月 17 日の DPC 評価分科会で今後の取扱いについて検討した。（別紙参照）

2. 当面の対応方針（案）

DPC 評価分科会における、手続き遺漏の背景やこれまでの合併・退出等に係る審査実績等に関する検討を踏まえ、当面の取扱いについては、以下のように見直すこととしたい。

① DPC 対象病院同士の合併・分割の場合

- これまでと同様に予定日の 6 か月前までに申請を求めるとともに、算定すべき医療機関別係数等について事務局で整理し、中医協で了承いただく。

② 上記以外の場合

- DPC 算定病床の増減が一定の範囲内の場合は、DPC 対象病院と出来高病院等の合併・分割であっても、申請を不要とする。
- 上記に該当しない場合（DPC 対象病院における DPC 算定病床数の増減が下記の要件に該当する場合）については、予定日の 6 か月前までに申請することとし、対応方針を事務局で整理し、中医協で了承いただく。

<申請を求める要件>（案）

- 1) DPC 算定病床の増減が同一年度内に 200 床以上の場合
- 2) DPC 算定病床の増減が同一年度内に当該病床の 2 倍以上もしくは 2 分の 1 以下となる場合

※ DPC 算定病床が 0 となる場合は、退出としての取扱いを優先する。

③ 退出の場合

- DPC 対象病院が DPC 制度から退出する場合の取扱いは従前の通りとする。

3. 今後の予定

- DPC 算定病床数の増減に係る申請、審査については、2 に沿って、平成 30 年度診療報酬改定を待たず、平成 29 年 7 月中を目途に対応する。
- DPC 対象病院の合併・分割等に関する手続きについては、DPC 合併・退出等審査会の開催基準等を含め、平成 30 年度診療報酬改定時に必要な対応を行う。